



国際捕鯨委員会(IWC) 第60回年次会合 (於 サンチャゴ、チリ)

CONTENTS

第60回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合	2
資源管理部 遠洋課	
環境・生態系保全活動支援制度検討会とその結果について	4
漁政部 企画課	
遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について	6
資源管理部 沿岸沖合課	
回遊魚	7
漁政部漁政課長 三浦 進	
平成20年7月分のプレスリリース	8

第60回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合

資源管理部 遠洋課



年次会合に臨む日本政府代表团（左から山際議員、小平議員、谷川政務官、近藤議員、鶴保議員）

はじめに

第60回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合が、チリのサンチャゴにおいて、6月1日の科学委員会を皮切りに6月23日から27日にかけての本委員会（総会）終了までの約1ヶ月にわたって開催されました。昨年のアンカレッジでの第59回年次会合以降4ヶ国（鯨類の持続的利用支持国としてコンゴ共和国、タンザニア、反捕鯨国としてルーマニア、ウルグアイ）が新たにIWCに加盟したことで加盟国は81カ国となりました。

IWCは、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約（ICRW）に加盟する国々によって、毎年1回開催される鯨類資源管理のための国際会議です。しかしながら、現在のIWCにおいては、鯨類の持続的利用支持国と反捕鯨国の意見が両極化しており、双方の対立によって効果的な意思決定がなされない状況が続いています。

我が国からの出席者

森本稔IWC日本政府代表を筆頭として、谷川弥一農林水産大臣政務官、中前明水産庁次長、森下丈二同資源管理部参事官、鈴木亮太郎外務省経済局漁業室長他の政府関係者から11名が代表团として出席しました。

また、近藤基彦衆議院議員、鶴保庸介衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、小平忠正衆議院議員に加え、江島潔下関市長、三軒一高太地町長など地方自治体関係者も会合に出席しました。

会議全体の流れ

我が国は、現在機能不全に陥っているIWCの正常化に強い関心を持ち、ホガース議長（米国）のIWC正常化イニシアティブを支持しており、IWCの正常化に向けての

具体的進展を図るべく、IWCの将来についての議論を集中的に行いました。その結果、IWCに関する各国の関心事項、例えば、我が国の沿岸小型捕鯨に捕獲枠を設定する等、を総合的に議論し、パッケージ合意案を作成するための作業グループの設立が合意されました。これはIWCの将来に向けた第一歩ではありますが、議論の先行きはかならずしも楽観視できるものではありません。

そのことを暗示する出来事がIWC総会終了間際に起こりました。デンマークより提案のあった西グリーンランドのザトウクジラの捕獲枠獲得を目指す附表修正提案が投票の結果否決されました。科学委員会においては、今後、年に10頭までを上限とする捕獲枠の設定に問題はないとの科学的助言が行われていました。しかしながら、欧州諸国、ラテンアメリカ諸国は、こうした科学的な助言にも関わらず、提案に反対の立場を表明し、投票の結果、デンマークの提案は否決されました。

我が国は、非常に残念な結果であると考えていますが、引き続き科学的根拠に基づいた鯨類資源の持続可能な利用につき、反捕鯨国側にも理解を求めていく考えです。

主な結果概要

（1）IWCの将来

IWCに関する各国の関心事項を総合的に議論し、パッケージ合意案を作成するための作業グループの設立がコンセンサスで合意されました。作業グループは、本年9月又は10月を目途に議論を開始し、明年2月又は3月頃に開催される中間会合に報告を行った後、さらに検討を続け、2009年6月の第61回年次会合に最終報告書を提出する予定です。また、各加盟国は、コンセンサスに向けてあらゆる努力を行うことが合意されました。

（2）我が国沿岸小型捕鯨に対する捕獲枠の要求

沿岸小型捕鯨に捕獲枠（ミンククジラ）を設定する件については、今後「IWCの将来」に向けたパッケージ合意の中で検討されることとなったため、我が国からは提案を行いませんでした。

（3）サンクチュアリー

ブラジルから南大西洋におけるサンクチュアリー設定の説明がありましたが、提案されることはなく、今後「IWCの将来」に向けたパッケージ合意の中で検討されることになりました。

（4）先住民生存捕鯨

デンマークが西グリーンランドのザトウクジラの捕獲枠10頭の設定を科学委員会の助言に基づき提案し、コンセンサスでの決定を求めましたが、EU、ラ米を中心に反捕鯨国の多くがこれに反対し、科学的根拠に基づく持続的利用が認められるべきとする各国との間で意見が対立しました。結局、本件は投票に付され、西グリーンランドの先住民生存捕鯨に対するザトウクジラの捕獲枠設定は否決されました（賛成29、反対36、棄権2及び欠席4）。

(5) 鯨類捕獲調査

我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査の結果については、会期の合間を利用して、その成果を紹介し意見交換を行いました。なお、我が国の南極海鯨類捕獲調査の自粛を求める決議は、IWCにおける対立を回避するため、反捕鯨国側からの提案が行われませんでした。

(6) 調査妨害活動への対処

我が方は、会期中に関係国である豪州、NZ、オランダ、米国等と積極的に協議を行い、その結果、関係国それぞれ

が担当部局において措置を講じていることが確認されました。

また、我が方より、これまでの累次の決議、声明を踏まえ、反捕鯨団体による調査捕鯨の妨害行為については、IWC加盟国が連携し、協力して対策をとることが必要であり、今回の年次会合において、関係国間の協力が推奨されるとともに、妨害活動は許さないという姿勢を示すべきと、強く主張しました。各国から支持する意見が相次ぎ、これが今次会合の議長報告書に記載されることになりました。

(7) その他

会議期間中、ローバート・ジェンキンス元CITESの動物委員会議長の下、IWCの将来について話し合う会合が開催され、IWCとは別の枠組で鯨類の保存管理を検討する選択肢等について幅広く議論が行われました。

特に、カリブ諸国・大洋州島嶼国・アフリカ等の持続的利用支持国からは、食料安保の観点、国の自立の観点から、このようなアプローチの必要性を強調し、今後ともこの検討を継続するべきであるとの発言が相次ぎました。

「IWCの将来に関する小作業グループ」について
第60回IWC年次会合においてコンセンサスで設置が決定された小作業グループの概要は以下のとおり。

1. 目的

- (1) 委員会（IWC）が直面している主な問題（参考）に対し、コンセンサスによる解決を達成することを支援し、鯨類資源の保存と捕鯨の管理に関し、委員会が最も実行ある役割を果たせるようにすること。
- (2) 小作業グループの一義的な任務は、委員会で検討するためのパッケージ（又は複数のパッケージ）を策定するために最大限の努力をすること。

2. 今後の予定

小作業グループの第1回目の会合は本年9月ないし10月に開催され、来年2月ないし3月に開催される「IWCの将来に関する中間会合」に報告書を提出。その後、中間会合での議論を踏まえ、小作業グループは検討を継続し、IWC第61回年次会合（2009年6月）にパッケージ合意案と最終報告書を提出。

（参考）検討項目

- 諮問／常設委員会又は組織
- 動物福祉
- 混獲と違反
- 気候変動
- 市民社会（NGOなど）
- 沿岸捕鯨（EEZ内での捕鯨）

- 商業捕鯨モラトリアム
- 法令遵守と監視
- 保護委員会
- 保存管理計画
- 条約の目的
- 共同非致命的調査プログラム
- データ提出
- 海洋統治の発展
- 生態系アプローチと管理
- 鯨類への環境的な脅威
- 倫理問題
- 分担金のスキーム
- 会議の頻度
- 海洋保護区
- 異議申し立てと留保
- 手続問題（改善）
- 特別許可の下の調査（調査捕鯨）
- 改訂管理方式（RMP）
- 改訂管理制度（RMS）
- 制裁措置
- サンクチュアリー
- 科学（科学の役割と科学委員会の機能）
- 事務局（役割／専門経験）
- 社会経済的影響
- 小型鯨類
- 貿易規制
- ホエール・ウォッチング（非致命的利用）

環境・生態系保全活動支援制度検討会とその結果について

漁政部 企画課

I. 検討会の趣旨

昨年3月に策定された水産基本計画においては、藻場・干潟等の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための活動を促進する方策の確立を図ることが示されています。

本年5月、幅広い分野の有識者による多角的な議論を行い、国民の理解も深めつつ、環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として、環境・生態系保全活動支援制度検討会が設置されました。

本検討会は、水産庁長官の招集のもと5月～7月の間に3回開催され、「環境・生態系保全活動支援制度」の骨子となる中間とりまとめが策定されました。

なお、途中経過、検討委員については以下の通りです。

時期	主な検討事項
平成20年5月26日	(第1回) ・藻場・干潟の現状と問題点等 ・藻場・干潟等の保全活動事例の紹介
平成20年6月13日	(第2回) ・藻場・干潟等の保全活動に関する参考人ヒアリング ・藻場・干潟等の支援施策の考え方
平成20年7月3日	福島県相馬市における現地視察
平成20年7月8日	(第3回) ・藻場・干潟の保全活動支援施策に関する中間取りまとめ

検討委員(50音順)

足利由紀子	NPO法人 水辺に遊ぶ会理事長
有蘭 眞琴	山口県農林水産部水産振興課長
井上 洋	(社)日本経済団体連合会産業第一本部長
小田切徳美	明治大学農学部地域がハナズ研究室教授
小島 正美	毎日新聞社生活家庭部編集委員
西原 茂樹	静岡県牧之原市長
長谷川朝恵	主婦・消費生活アドバイザー
藤田 大介	東京海洋大学准教授
山下 東子	明海大学経済学部教授
山下 好則	長崎県西海市大島地区藻場保全会会長

II 「環境・生態系保全活動支援制度」

～中間とりまとめの概略～

1. 施策の必要性

藻場・干潟等は、産卵場の提供、幼稚魚の保育場など水産資源にとって重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能の発揮を支える社会の共通資源であり、その

効果は地域や国民に広く及んでいます。こうした藻場・干潟等の機能は、漁業者が漁業活動のかたわら実施する、海藻の移植による藻場の保全や、干潟の耕耘による機能維持等に間環境・生態系保全活動によって維持されてきました。しかし、以下の理由で、近年、藻場・干潟等の減少や機能低下が更に進行していると考えられます。

○近年の海洋環境の変化等により、食害生物が増加するなど新たな事態が藻場・干潟等で生じている。

○漁業者の減少・高齢化による保全活動の担い手が弱体化している。

○保全活動のために必要な費用が増加しているものの、漁業者が当該負担を担うことができなくなっている。

上記のような状況が放置されれば、国民に対し、今後とも国産水産物を安定的に供給するとともに、公益的機能の発揮を通じて国民へ便益を提供することが困難になると懸念されます。このため、藻場・干潟等の機能の維持・回復を図るための施策を講ずる必要があります。

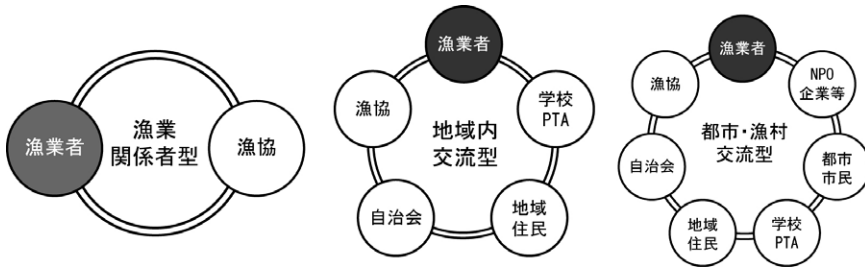
2. 支援対象地域資源

既出の藻場・干潟のほか、ヨシ帯についても稚魚の保育場としての機能や富栄養化防止等の機能を有しており、これら機能は地域漁業者を中心とした保全活動により支えられてきたと考えられます。また、ヨシ帯の他にも藻場・干潟と同様に水産資源の保護・培養や公益的機能の発揮を支えると認められる地域資源についても対象とすることができるとするべきとされました。

3. 保全活動

(1) 活動組織

保全活動は、一定のまとまりを持った地域において活動組織を形成し、計画に基づき保全活動を実施する仕組みとすることが適当です。また、保全活動は、船上や海中で行うなど一定の専門的な技術が要求される一方で、その効果は漁業者のみならず地域住民等にも広く及ぶという性格を持っています。このため、活動組織については、専門的技術を有する漁業者を中心としつつも、実施する保全活動の種類に応じて、地域住民等の多様な参画が図られるようにするべきです。



では、基準的な活動量を基に算定することが適当です。

(5) 支援対象

支援対象としては、①計画づくり、②モニタリング、③保全活動を基本とすることが適当です。

(2) 活動内容

活動内容については、国が保全活動の内容についての標準的な指針を示し、これを基に、後述の地域協議会が地域の実情に応じた活動指針を作成し、更に上述の活動組織が個別の実態に応じた活動計画を作成し、保全活動を実施するという、柔軟な仕組みとすることが重要です。また、保全活動が適切なものとなるように、市町村が活動組織との間で協定を締結し、活動計画をチェックする仕組みとします。

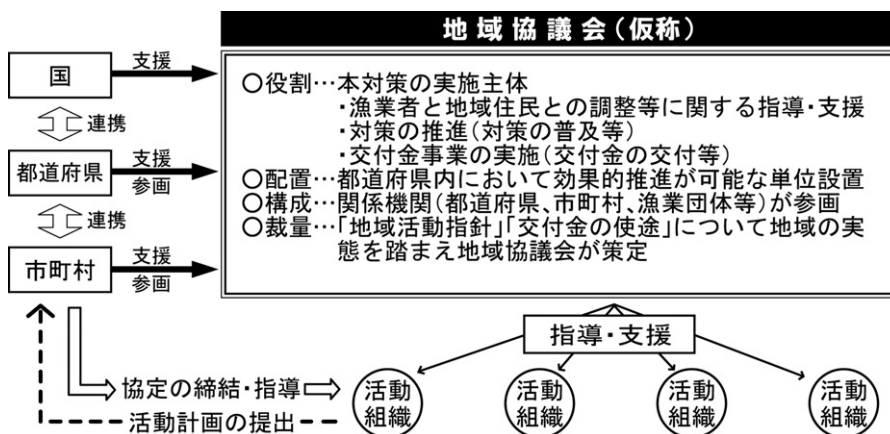
(3) 地域協議会

保全活動は、地域に密着した活動であり、地方自治体の果たす役割も大きいことから、国、地方がその役割分担に応じ、連携して支援する仕組みとすることが重要です。また、制度に関する理解の促進等を図りつつ、地域住民、関係団体等からの寄付による支援なども併せて活用することができるよう検討する必要があります。更に、保全活動の普及推進、漁業者と地域住民等との間の調整や保全活動に対する効果的な指導・助言を行うことが必要と考えます。

このため、都道府県内の地域特性を繁栄した効果的な推進が可能な地域を単位として、関係する行政機関や各種団体等が参画した「地域協議会」を設立することが適当です。

(4) 保全活動に対する支援の実施

【実施体制のイメージ】



活動組織が活動計画に基づいて適切に保全活動を実施する場合に、一定の支援を行うこととする。支援水準につい

大区分	中区分
計画づくり	話し合い
	目標設定、計画策定、進行管理 普及啓発(情報発信、交流活動等)
モニタリング	現状把握、効果調査
保全活動	各地域資源に対する保全活動 etc.

(6) 支援の実施期間

活動の継続性を担保するため、複数年度にわたって支援措置を実施するべきです。

(7) 支援(交付金)の終了

支援制度による効果や支援継続の必要性を判断する一定基準を設定するべきです。

4. 国民理解の促進、他の活動との連携

保全活動の意義について、国民の理解を醸成するため、パンフレット配布やシンポジウム開催等を併せて実施すべきです。また、学校教育、生涯学習、食育等の関連する活動とも連携して実施することが重要となってきます。

III. 終わりに

中間取り纏めでは、この後「本報告書で取りまとめられた内容を基本として、施策を確立されることを期待する。」として結ばれております。水産庁では、本報告書を基に、施策の確立に向け、さらに制度の詳細について検討を進めてまいります。

中間とりまとめは下記のWebで閲覧可能
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/080714.html>

遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について

資源管理部 沿岸沖合課

I 経緯

平成元年10月に施行された遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）は、遊漁船の利用者の安全や漁場の安定的な利用関係の確保等に一定の役割を果たしてきたが、十分な安全対策が徹底されていないことによる事故や、漁業者との漁場利用をめぐるトラブル等が多発し、規制の強化が求められるようになった。

このため、平成13年、水産庁長官の諮問機関である海面利用中央協議会の下に遊漁船業部会が設置され、遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護、資源及び漁場の適正利用に関する課題への対応を中心に、遊漁船業に係る制度及び関連施策のあり方について検討が行われた。

これらを踏まえ、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号。以下「改正法」という。）が平成14年6月に成立し、平成15年4月に施行された。

改正法附則第5条の「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法第2章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との規定により、遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会（以下「検討会」という。）を設置し、本年2月から6月にかけて、法の実施状況と法の今後のあり方及び施策の方向について検討を行った。

その後、本年7月に開催された水産政策審議会資源管理分科会において、検討会の検討結果をとりまとめた「遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について（とりまとめ）」を協議し、了承されたところ、同報告案の概要は次のとおりである。

II 報告案の概要

1 法の実施状況及び関連施策の今後の方向

(1) 制度全般について

① 改正法は、遊漁船業者について登録制度を実施することにより、1)その業務の適正な運営の確保、2)遊漁船利用者の安全の確保及び利益の保護、並びに3)漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的としており、これらについては次のとおり一定の成果が見られる。

ア 遊漁船業者の届出の有効期間が規定されていなかったため、施策の対象となるべき実際に遊漁船業を営んでいる者の数を把握できていなかったが、登録制となり、実数が把握できるようになった。

イ 損害を賠償する措置が不十分な者の登録の拒否や、虚偽の申請をした者の登録の取消等が行われる等、事業参入規制として所要の機能を果たしている。

ウ 遊漁船に関する海難事故は、近年、減少傾向にある。

エ 損害を賠償すべき場合に備えた保険契約等への加入率は、約4割にとどまっていたが、一人当たりのてん補限度額3,000万円以上の損害を賠償する措置が義務化され、改善されている。

オ 遊漁船業務主任者の選任、遊漁船利用者への採捕規制の周知義務等により、遊漁船利用者の違反採捕は、改善されている。

カ 漁場利用協定の締結数が増加しており、安定的な利用関係のための環境整備が進んでいる。

② 他方、毎年数名の死者・行方不明者が発生し、平成18年には重大海難が発生していることから、遊漁船利用者の安全の確保の観点からは、さらなる改善が社会的に求められており、引き続き法による規制を継続するとともに、以下の(2)～(9)の事項に掲げる諸点に留意して、法の運用の改善に努めるべきである。

(2) 登録について

① 制度が十分に浸透していない面が見られることから、立入検査等を通じて制度の周知を促し、普及啓発を図るべきである。

② 適切な損害賠償措置加入の指導のため、遊漁船業者申請登録書に磯渡し等の業務形態を記入すること等により、登録申請をを受け付ける際の業務形態の確認が容易にできるようにするべきである。

③ 遊漁船業者の営業所や遊漁船に掲示される標識に保険期間の欄を設けるなどして、保険契約等の更新及び変更届の提出を促進するべきである。

④ 登録申請時に業務規程の概要の提出を促すなど、指導を行う機会を増やすべきである。

(3) 遊漁船業者登録簿について

登録簿の閲覧について、利用者等が登録業者を簡単に検索できるよう、インターネットを活用した遊漁船業者に係る情報提供を促進してはどうか。

(4) 業務規程について

① 業務規程の遵守を励行するため、都道府県及び遊漁船業関係団体の指導に加え、遊漁船業者及び遊漁船業務主任者自らによる点検・評価を促すような仕組みの導入について検討してはどうか。

- ② 出航等中止基準を地区ごとに定めるなど、海域の実態に即した基準となるよう指導すべきである。
- ③ 遊漁船業の業務実態に即し、業務規程の内容を必要に応じ見直すよう指導・助言すべきである。
- ④ 遊漁船の利用者の救命胴衣の着用率を高めるため、船長及び遊漁船業務主任者は、遊漁船の利用者に救命胴衣を着用させるように努めることを明記すべきである。

(5) 遊漁船業務主任者について

- ① 登録拒否または取消し要件に該当する遊漁船業者が、遊漁船業務主任者となることができないこと等を検討してはどうか。
- ② 遊漁船業務主任者養成講習の有効期間の満了前に当該講習を受講し、修了証書を交付された場合、実質的に有効期間が短縮されてしまうことから、有効期間の満了の日の翌日を起算日とするなどの方法を検討してはどうか。
- ③ 業務規程の遵守に資する安全講習の受講の機会を増やすべきである。

(6) 利用者名簿について

緊急時におけるスムーズな対応を確保するため、乗下船予定時刻など海難等の事故発生時の対応に必要な情報を追加してはどうか。

(7) 周知させる義務について

漁場の利用に関する規則等の内容を、関係都道府県から遊漁船業者に対して確実に周知する方策を検討すべきである。

(8) 標識の掲示について

掲示スペースが限られる小型船については、遊漁船の利用者が登録票の記載内容を容易に認識できるようにする方策を検討してはどうか。

(9) 遊漁船業者の組織化について

遊漁船業者の組織化を進めるため、団体単位での情報提供や安全講習等の実施の促進、優良な遊漁船業者や遊漁船団体を評価する方策を検討してはどうか。

2 おわりに

本検討会では、改正法の実施状況から制度の見直すべき事項を整理し、今後の遊漁船業に対する施策の方向について検討した。

法の目的である遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のためには、都道府県による遊漁船業者への指導に加え、利用者による確認や遊漁船業団体による指導及び漁業関係団体による所属遊漁船業者への啓発活動等の取組が有効であろう。

このため、利用者への制度の周知を進めるとともに、遊漁船業者の組織化への取組が必要であることは既述のとおりである。

以上の施策を実現するとともに、遊漁船業者と漁業者の話し合いが促進され、今後、遊漁船業者が、漁業と海洋性レクリエーションとの調和のとれた海面利用を図り、地域の活性化に貢献していくことを期待している。

回 遊 魚

さだめ

海女となるさだめの童女泳ぎをり 大島民郎

漁政課調査官に在職していた平成9年のある日、廣井和之漁政課長から、小沼勇さんの著書に掲載されていたこの俳句を覚えていただき、強く心を揺さぶられた。

廣井さんは当時既に俳句歴が長く、俳句誌「四季」の編集長をされるなど本格的に俳句に取り組んでおられた。小沼さんは言うまでもなく農林水産行政における偉大な先達であるが、一方で俳句にも造詣が深く、「自然を詠む 農山漁村俳句精選」(農山漁村文化協会)などの本を著しておいでである。

小沼さんの著書だけでなく、一般的な俳句歳時記を開いてみても、農林水産業や農山漁村に関係する季語や俳句が数多く目に留まる。

漁業・漁村や魚介類を題材とした俳句としては、松尾芭蕉に「海士の屋(あまのや)は小海老にまじるいと哉(かな)」という良く知られた句があり、芥川龍之介にも「木がらしや目刺にのこる海の色」という洒落た句がある。「飛魚や航海日誌けふも晴れ」という松根東洋城の句は、爽やかな印象とともに忘れ難い。時代が下ると、「荒海の秋刀魚を焼けば火も荒ぶ」(相生垣瓜人)という食欲をそそる句や、「水揚げの鯖が走れり鯖の上」(石田勝彦)という漁業活動の一こまを鮮やかに切り取った句が目につく。「毛布にてわが子二頭を捕鯨せり」(辻田克巳)という句は、微笑を誘うとともに日本人と捕鯨との密接な関係に思いを致させる。独特の感性で魚そのものを見つめた「白魚の魚たること略しけり」(中原道夫)という句もある。

俳句という詩型が確立してから現代に至るまでの間に、漁業・漁村の在り方にはかなりの変化があった。しかし、俳句の世界やその基盤となっている日本人の意識の中には、魚介類を身近なものとしてとらえ、漁業・漁村の風物を親しみをもって受け止める感覚が、脈々と流れているように思われる。

漁業・漁村をめぐる情勢が厳しさを増す中、こうした流れを将来にわたって継続していけるよう、微力ながら全力で取り組んでいかなければならないと肝に銘じている。



漁政部漁政課長
三 浦 進

発表年月日	発表事項名	担当課
H20.7.1	平成20年度第2回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課
H20.7.1	「第3回 環境・生態系保全活動支援制度検討会」の開催について	企画課
H20.7.4	平成20年度第2回日本海海況予報	漁場資源課
H20.7.7	平成20年度「水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業担い手育成プロジェクト」採択結果について	企画課
H20.7.8	平成20年度第1回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
H20.7.14	第8回北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）本会議の開催について	国際課
H20.7.14	環境・生態系保全活動支援制度検討会の中間取りまとめについて	企画課
H20.7.16	ウナギ安定供給連絡会議の開催について	栽培養殖課
H20.7.18	平成20年度第2回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H20.7.18	平成20年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H20.7.23	第3回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の開催について	管理課
H20.7.28	水産政策審議会総会及び同各分科会・部会の開催について	漁政課
H20.7.28	燃油高騰水産業緊急対策について	水産経営課
H20.7.29	第19回海区漁業調整委員会委員選挙の実施について	沿岸沖合課
H20.7.30	水産庁漁業調査船照洋丸による広域性浮魚類資源（マグロ類等）の変動要因の解明に向けた海洋観測調査の実施について	漁場資源課
H20.7.31	平成20年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁況予報	漁場資源課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

子ども霞が関見学デー

- 開催日時 8月20日（水）・8月21日（木）
10:00～16:00
- 会場 水産庁中央会議室（農林水産省本館8階）
- 今年のイベント

◎海藻おしは教室の開催

（10:30～12:30・14:00～16:00 1日2回）

◎クジラのことをもっと知りたい！クジラはどんな生き物かな？

◎水産加工品を知ろう！（ポスター展示、リーフレット配布、水産加工品の現物配布など）



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>